○釧路市営住宅条例施行規則

平成17年10月11日

釧路市規則第224号

（特定目的住宅）

第６条　条例第９条第３項（条例第52条第１項において準用する場合を含む。）の規則で定める特定の目的のための市公営住宅（以下「特定目的住宅」という。）は、次の表の左欄に掲げる住宅とし、条例第９条第３項の規則で定める条件は、同表の左欄に掲げる特定目的住宅の区分に応じ当該右欄に掲げる条件とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 特定目的住宅 | 条件 |
| 高齢者等世帯向け住宅 | (1)　入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上、又は18歳未満の者であること。  (2)　入居者又は同居する配偶者が60歳以上の者であり、かつ、その他の同居者が18歳未満の者のみであること。  (3)　第4条の2第3項第1号に該当すること。  (4)　第4条の2第3項第3号に該当すること。 |
| 多家族世帯向け住宅 | 同居者が4人以上いること。 |
| 高齢者世話付き住宅 | (1)　65歳以上の単身世帯又は65歳以上の親族2人からなる世帯であって日常生活（歩行、食事、着脱、入浴、排泄等）が可能で、かつ、自炊できる程度に健康である者からなる世帯であること。  (2)　(1)に準ずる世帯で市長が特に認める世帯であること。 |
| 母子世帯向け住宅 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものであること。 |
| 車椅子使用世帯向け住宅 | 入居者又は同居者に、常時、車椅子を使用しなければならない者がいること。 |
| 子育て世帯向け住宅 | 第4条の2第3項第3号に該当すること。 |

２　特定目的住宅の入居者及び同居者が前項の条件に該当しなくなったとき（子育て世帯向け住宅にあっては、同居者に18歳未満の者がいなくなったとき）は、入居している特定目的住宅を明け渡すよう努めなければならない。